

## トピックス

- 金誠同達、『ALB』で初のコンプライアンス業務ランキングリストに掲載される

## 法令速報

- 商務部と税関総署、タングステン等に係る品目を対象とする輸出管理の実施を決定
- 中国、2025 年の中国国内投資を中国国外企業に更に奨励
- 『ポケモン』特許権侵害案件、法院調解による和解を達成

## 弁護士コラム

- 個人情報保護コンプライアンス監査の最新動向

**金誠同達、『ALB』で初のコンプライアンス業務ランキングリストに掲載される**

国際的に権威ある法律メディアとして知られる『Asian Legal Business』（ALB）は3月20日、「2025 ALB China コンプライアンス業務ランキングリスト」（2025 ALB China Regulatory Compliance Rankings）を公開しました。このランキングリストは『ALB』が初めて推進するものであり、コンプライアンス業務の分野における実力の高い法律事務所を選出しています。金誠同達はこの一年間に種々の分野において完成した重要なコンプライアンスプロジェクトやクライアントからの高いご評価をもとにランク入りの栄誉にあずかりました。

「世界情勢の加速的な変遷に伴って企業の直面するコンプライアンス上の挑戦は従来の商業賄賂防止や独占禁止の分野からデータコンプライアンス、ESG、輸出管理などの多面的な分野へと既に拡張されている」

という点が『ALB』の報告書においては言及されています。金誠同達は各業界におけるコンプライアンスの動向に長期的に注意を払いながらコンプライアンス政策に対する深い理解と研究を重ね、長年にわたってコンプライアンス法律サービスを数々の大手中央国有企業・その他大手中堅国有企業・民営企業・外国投資企業・大手多国籍企業に提供し、企業内部におけるコンプライアンス体系の構築や特定の業務分野に特化したコンプライアンス管理体系の構築などの諸々の面において豊富な実践経験を蓄積しており、企業のコンプライアンスリスクの軽減と穏健な進展を最大限に促進することができます。

### 商務部と税関総署、タングステン等に係る品目を対象とする輸出管理の実施を決定

商務部と税関総署は2月4日、国の安全と利益の保護および拡散防止等の国際的な義務の履行を目的として国务院の承認の下、タングステン・テルル・ビスマス・モリブデン・インジウムに係る品目を対象とする輸出管理実施の決定に関する公告を共同で公開した。輸出事業者は上述の品目を輸出するに当たっては「中華人民共和国輸出管理法」と「中華人民共和国デュアルユース品目輸出管理条例」の関連規定に従って国务院商務主管部門に許可を申請しなければならない。同公告は公開日をもって正式に実施され、「中華人民共和国デュアルユース品目輸出管理リスト」はこれに伴い更新されている。

(法規原文:

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html))

### 中国、2025年の中国国内投資を中国国外企業に更に奨励

国务院弁公庁は2025年2月17日、商務部と国家発展改革委員会が共同で制定した「2025年外国直接投資安定化・誘致政策措置案」を転送し、これにより中国における投資の中国国外企業への更なる奨励を行った。「2025年外国直接投資安定化・誘致政策措置案」中の主な注目ポイントは以下のとおりとなっている。

1. 電気通信・医療・教育等の分野における開放試行地区の拡大、外資企業中国国内再投資奨励政策措置の研究・制定、外資企業が中国において獲得した利益の再投資への更なる使用の促進
2. 外商投資傘下企業の開設に係る規定の合理化、外貨管理、人員の出入国、越境データフローなどの面における多国籍企業が投資・設立する傘下企業への利便性の提供
3. 養殖・飼育設備の生産、飼料・動物用医薬品の生産などの牧畜業に係る分野への投資と国民待遇享受の外商への奨励、ヘルスケア、文化・旅行、スポーツ、医療、職業教育、金融などのサービス業の分野における外資の誘致・利用の奨励、多層的なサービス業における消費ニーズの充足
4. 政府による関連文書の早期の制定・公布、中国製品政府調達標準の明確化、異なる所有制企業が中国国内において生産する製品の政府調達活動への平等な参加の確保

(法規原文: [https://www.gov.cn/zhengce/content/202502/content\\_7004409.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202502/content_7004409.htm))

### 『ポケモン』特許権侵害案件、法院調解による和解を達成

広東省高級人民法院は2025年2月、著名なゲームである『ポケモン』の制作会社がモバイルゲームである『口袋妖怪: 複製』の著作権侵害と不正競争を訴えた紛争の上訴案件において、法院調解を通じた和解の

達成を促した。2月21日の時点で法院調解協議書の内容はいずれも既に履行されている。

広州麦\*網絡科技有限公司や霍\*網絡科技有限公司等の会社は2015年7月以降、モバイルゲームである『口袋妖怪: 複刻』をオンラインで運営し、同ゲームにおいて日本国の株式会社ポケモンが制作したゲームである『ポケモン』のデザインを大量に使用していた。2021年12月に日本国の株式会社ポケモンは著作権侵害と不正競争をめぐる訴訟を深セン市中級人民法院に提起した。裁判所は一審において同社の勝訴に関する判決を下し、人民元1.07億円の賠償を被告に命じた。裁判の結果、広州麦\*網絡科技有限公司と霍\*網絡科技有限公司はこれを不服として広東省高級人民法院に上訴を提起した。2024年12月18日に広東省高級人民法院の二審法廷は『ポケモン』案件をめぐる公開開廷審理を行った。合議廷は案件における事実の更なる解明と是非の明確化を基礎として事実の認定、法律の適用、賠償金の計算などの面における各当事者間の意見の相違を埋め、円滑な法院調解に向けた強固な基礎を築いた。一審裁判所と二審裁判所はさらに世界的所有権機関(WIPO)仲裁・調停センターが確立した付調停制度に従って相応の専門分野における調停人に諮問し、その法院調解への参加を招請した。最終的には「模範的判決+法院調解委託」の方法をもって係争問題をめぐる合意の達成と法院調解協議書の締結を各当事者に促した。

(出典: <https://mp.weixin.qq.com/s/zALfvFACqmgmtSBSPYU-P8Q>)

## 個人情報保護コンプライアンス監査の最新動向

弁護士 瀧博文

国家インターネット情報弁公室は2025年2月14日、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」(中国語:「个人信息保护合规审计管理办法」。以下「**本弁法**」という。)を公布しました。本弁法は2025年5月1日から施行されます。本稿におきましては本弁法における個人情報保護コンプライアンス監査(以下「**コンプライアンス監査**」という。)についてのご紹介とご説明を行わせていただきます。

### 一、コンプライアンス監査の法的根拠

コンプライアンス監査という法制度は2021年11月に施行された「個人情報保護法」において初めて規定されました。同法の第54条によりますと「個人情報処理者は自らの個人情報取扱活動の法律・行政法規遵守状況に対するコンプライアンス監査を定期的に行わなければならない」とされています。また、今年の1月1日に施行された「ネットワークデータ安全管理条例」(国务院令第790号)の第27条によりますと「ネットワークデータ処理者は個人情報処理の過程における法律・行政法規遵守状況に対する定期的なコンプライアンス監査を自ら実施するか、またはこれを専門機関に委託して実施しなければならない」とされています。上記の法的規定からも分かりますとおり、個人情報処理者にとりましては、コンプライアンス監査の定期的な実施は法的な義務であり、法に基づいてこれに対応しなければなりません。

### 二、自発的なコンプライアンス監査

本弁法において規定されている監査はその実施の原因によって自発的なコンプライアンス監査と強制的

コンプライアンス監査の二種類に分かれています。自発的コンプライアンス監査とは、外部からの指摘や行政命令がなく、法により自らコンプライアンス監査を実施することをいいます。自発的コンプライアンス監査の条件につきましては、2023 年 8 月に公開された意見募集稿と比較して見てみると、処理される個人情報件数の基準と実施頻度の面において以下のとおりの変更が行われています。

|                                 | 意見募集稿                                                                                | 本弁法                                                                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大量の個人情報<br>を処理する<br>個人情報処理<br>者 | <u>100 万人</u> 分を超える個人情報を処理する個人情報処理者は、少なくとも <u>年に一度</u> は個人情報保護コンプライアンス監査を実施しなければならない | <u>1000 万人</u> 分を超える個人情報を処理する個人情報処理者は、 <u>少なくとも 2 年に一度</u> は個人情報保護コンプライアンス監査を実施しなければならない |
| その他の個人情報<br>処理者                 | その他の個人情報処理者は、少なくとも 2 年に一度は個人情報保護コンプライアンス監査を実施しなければならない                               | 規定なし                                                                                     |

上記の変更内容からも分かるとおり、コンプライアンス監査に対する規制もデータの越境移転と同じように緩和の傾向にあります。これ以降は頻繁な監査作業による個人情報処理者への負担を抑えることが期待されます。その一方で、個人情報処理件数が 1000 万人分に達していない個人情報処理者（以下「**基準未充足個人情報処理者**」という。）につきましては、意見募集稿における「少なくとも 2 年に一度はコンプライアンス監査を実施する」という内容が削除されてはいますが、コンプライアンス監査の実施そのものが不要となったわけではありません。「個人情報保護法」と「ネットワークデータ安全管理条例」上の法的な義務がありますので、基準未充足個人情報処理者もコンプライアンス監査の法的義務を依然として履行する必要があるものと考えられています。ただし、2 年に一度のような頻度は不要であり、自社の状況を踏まえた上で、より緩めの頻度を設定することができます。

また、強制的なコンプライアンス監査とは異なり、自発的なコンプライアンス監査の実施後におきましては、そのコンプライアンス監査の報告書と是正の状況を期限内に国家インターネット情報管理部門（以下「**主管部門**」という。）に届け出る必要はありません。

### 三、強制的なコンプライアンス監査

自発的なコンプライアンス監査とは別に、本弁法においては強制的なコンプライアンス監査も規定されています。強制的コンプライアンス監査とは、個人情報処理者が以下の状況の一に該当している場合において個人情報処理活動に対するコンプライアンス監査の実施を専門的な機構に委託するよう主管部門が個人情報処理者に要求する監査の方法をいいます。

- ① 個人の権益への著しい影響、セキュリティ措置の著しい欠如などの比較的に高いリスクの個人情報処理活動中における存在が発覚したとき。
- ② 個人情報処理活動が多く個人の権益を侵害するおそれのあるとき。
- ③ 個人情報セキュリティインシデントが発生して 100 万人分以上の個人情報または 10 万人分以上の機微情報の漏えい・改ざん・遺失・破損がもたらされたとき。

強制的コンプライアンス監査が執行される場合においては、個人情報処理者は限定的な期間内に個人情報の保護に対するコンプライアンス監査を完成しなければなりません。強制的コンプライアンス監査の完成後においては、個人情報保護コンプライアンス監査報告書を主管部門に届け出る必要があります。コンプライアンスの面における是正の完成後、是正完成日から 15 営業日以内においては是正状況報告書を主管部門に届け出る必要もあります（本弁法第9条～第11条）。

#### 四、コンプライアンス監査の実施方法

コンプライアンス監査の実施方法について、本弁法におきましては、これに関連する要求も定められています。まず、自発的なコンプライアンス監査にせよ、あるいは強制的なコンプライアンス監査にせよ、いずれの場合においても本弁法の附属文書である「個人情報保護コンプライアンス監査ガイドライン」を参考にしなければなりません（本弁法第6条）。次に、自発的なコンプライアンス監査は、個人情報処理者が自ら実施し、またはこれを専門機関に委託して実施することができる一方で、強制的コンプライアンス監査は、主管部門の要求に従って専門機関に委託して実施しなければなりません（本弁法第6条）。さらに、100 万人分以上の個人情報を処理する個人情報処理者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報保護コンプライアンス監査業務をこの者に担当させなければなりません（本弁法第12条1項）。

（終）

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は [newsletter@jtn.com](mailto:newsletter@jtn.com) までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>